

独立行政法人統計センター役員報酬基準の改正（概要）

1 役員報酬改定の方針

- (1) 独立行政法人統計センター役員報酬基準について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（給与法改正・指定職相当）に準じて改定を行う。
（俸給引下げ： 0.3%、期末特別手当引上げ： 0.05月分）

2 役員報酬改定の内容

(1) 役員俸給の改正（指定職相当）

- ・役員俸給月額の改正
（ 0.3% ）

(2) 期末特別手当の支給割合の引上げ（指定職相当）

- ・期末特別手当 （現行）年間 3.3月 （改正）年間 3.35月
（ 0.05月 ）

	6月期	12月期
期末特別手当	1.60月	1.75月

(3) 非常勤役員手当の改正

- ・非常勤役員手当日額の改正（委員、顧問、参与等相当）
（現行）37,900円 （改正）37,800円
（ 100円 ）

3 実施時期等

- ・独立行政法人統計センター役員報酬規程の改正が決定された日の属する月の翌月の初日から実施。
- ・平成 17 年 4 月からの年間給与について国家公務員（給与法適用者・指定職）との均衡を図るため、平成 17 年 12 月期の期末特別手当による調整措置を実施。（常勤役員）